

第2回 鳥取市市民自治推進委員会

日時 平成25年6月26日(水) 15:00~17:00

場所 市役所本庁舎 4階第2会議室

— 次 第 —

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 審査事項

- ① 市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門(行政提案型事業) 交付申請団体の審査について【資料1、2】

(2) 協議事項

- ① 市民活動表彰制度について【資料3】
- ② フォーラムについて【資料4】

(3) その他

- ① 次回日程 月 日 ()

4 そ の 他

5 閉 会



第2回鳥取市市民自治推進委員会

配付資料一覧

【H25. 6. 26（水）】

資料番号	資料のタイトル
	次第、25年度活動計画
資料1	平成25年度 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業） 交付申請団体審査会資料
資料2	平成25年度 鳥取市市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業） 交付申請団体審査会資料 別冊（参考資料）
資料3	鳥取市市民活動表彰制度
資料4	フォーラムについて

平成25年度の活動計画

年間のスケジュール

回数	時 期	主な審議事項等
1回	4月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状の交付、委員長の選出、市民自治推進委員会の役割、自治基本条例の説明など ○今年度の市民自治推進委員会の活動計画について ○市民活動表彰の審査基準について ○フォーラムのあり方について（実施体制等の審議）
2回	6月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ○市民まちづくり提案事業助成金協働事業部門（行政提案型事業）交付申請団体の審査（申請団体のプレゼンテーション） ○先進的活動団体との勉強会について ○市民活動フェスタの実行委員の選出について
3回	7～8月	<ul style="list-style-type: none"> ○自治基本条例の説明（総務課法制担当者による（案）） ○先進的活動団体との勉強会について （○視察研修について）
4回	9～10月	<ul style="list-style-type: none"> ○市民活動表彰被表彰者の審査
5回	1月	<ul style="list-style-type: none"> ○委員会活動報告書の策定についての検討
6回	3月	<ul style="list-style-type: none"> ○今年度の活動の総括 ○委員会活動報告書の策定 ○来年度活動方針、計画等の検討

鳥取市市民自治推進委員会 委員名簿

【H25.4.1～H27.3.31】

区分	氏 名	所 属 等
学識経験のある者 (2人)	サトウ 佐藤 <small>マサシ</small> 匡	鳥取大学地域学部講師
	ウエダ 上田 <small>マサトシ</small> 雅稔	弁護士
民間団体に属する者 (4人)	○ ワタナベ 渡邊 <small>カンジ</small> <small>ロウ</small> 勘治郎	鳥取市自治連合会副会長
	フクシマ 福島 <small>タケオ</small> 猛夫	NPO法人とっとりフィルムコミッション副理事長
	ササキ 佐々木 <small>チ</small> <small>コ</small> ちる子	鳥取市連合婦人会
	オカムラ 岡村 <small>ユ</small> <small>タカ</small> 優隆	鳥取市若者会議メンバー
公募による者 (4人)	シバヤ 四宮 <small>ユウイチ</small> 佑一	行徳地区まちづくり代議員会会長
	◎ イケイ 池井 <small>テルオ</small> 輝夫	社会福祉法人敬仁会理事、県民による第九公演実行委員会理事 他
	サカモト 坂本 <small>エツコ</small> 悦子	あゆみ工房 職業指導員
	タカツカ 高塚 <small>ユミコ</small> 由美子	鳥取おやこ劇場事務局長・監査、鳥取県モンゴル中央県親善協会事務局、岩倉地区社会福祉協議会理事、民生委員

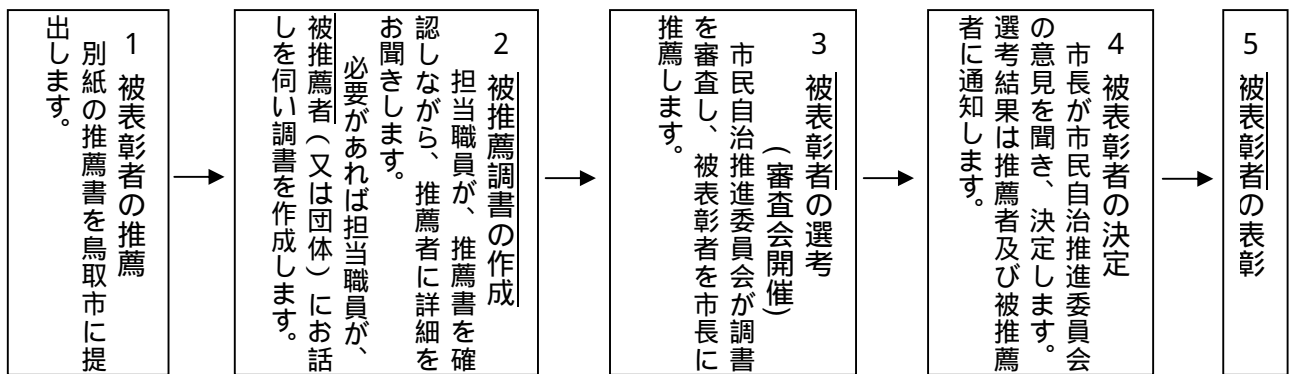
◎委員長、○副委員長

目的 鳥取市は鳥取市市民活動の推進に関する条例（以下「条例」という。）第6条第6号に基づき、市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

私たちの周りでは、様々な市民活動が行われており、たとえマスコミ等で取り上げられるような派手な活動をしていなくても、地道なかつ立派な活動をされている方は多くいらっしゃいます。そのようなみなさんの功績を讃えるとともに、多くの市民にその活動を知っていただくことで、市民活動の社会的意義や重要性に対する理解を高め、より多くの方に市民活動に参加していただくことが目的です。

表彰の対象 市内を中心として市民活動（※注1）に取り組み、鳥取市の市民活動の推進に顕著な功績のあった市民、市民活動団体及び事業者を表彰します。

表彰までのながれ



1. 被表彰者の推薦

市報へ掲載するなどして市民からの推薦を募る一方、自治組織や公民館運営組織、ボランティア受入施設等の各種団体へ推薦を依頼します。推薦者は市民活動表彰推薦書（別紙）を協働推進課に提出します。

【推薦できる活動者の条件】

- ①市内を中心に市民活動（※注1）を行っている市民、市民活動団体及び事業者であること（活動が広く市民を対象としているか）
- ②多くの市民の賛同が得られる活動を行っていること（活動内容に公共性があるか）
- ③今後も継続的な活動が期待できること（自主的・自立的な活動であるか）

（留意点）

※活動年数は問いません。

※過去に鳥取市市民活動表彰に推薦されたが表彰されていない者（団体）である場合、新たな取り組みを加えることにより、再度、推薦することは可能です。

※過去に一度表彰された者（団体）であっても、活動分野が異なれば、改めて推薦することが可能です。

※活動者本人や会員・社員が、自ら所属する市民活動団体や事業者を推薦することはできません。

※鳥取市の委嘱を受けて活動している者を推薦することはできません。

※反社会的な活動を行う団体やそれに所属する者を推薦することはできません。

○推薦書の受取りにあたって

①推薦書にはこれまでの内容に加え、被推薦者と地域や行政とのかかわり（協働性・連携性）について具体的に記入してもらいます。

②本市が設ける他の表彰制度（別紙参照）に該当すると思われるものについては推薦者に他の表彰制度を紹介します。※ただし、推薦書の受取りを拒否するものではありません。

2. 被推薦者の調書作成

協働推進課の担当職員が必要に応じて推薦者と被推薦者に聞き取りを行い、調書を作成します。

（調書の項目）

- ・被推薦者の詳細（名称、設立時期・活動開始時期、活動分野）
- ・取り組みの内容（活動目的、活動内容《場所・対象者・期間など》、創意工夫点、将来性・継続性、連携組織、費用調達）
- ・取り組みの成果（活動効果、外部の評価、今後の課題）

3. 被表彰者の選考

市民自治推進委員会は推薦された者の調書を審査し、被表彰候補者を選考して市長に推薦します。年間10件程度を目安とします。

この表彰制度は一過性のものでなく、今後も継続していく制度であり、年度により表彰該当者のばらつきが発生することを抑えるため、2. 推薦基準とともに、下記の選考基準を設けて委員会としての適否の判定において運用していくこととします。

○選考方法

それぞれの活動団体（個人）ごとに、以下の項目のいずれかに当てはまる活動であるかどうかを委員会で審査し、市長への推薦の適否を判断することとします。

選考にあたっての着眼点

- ①先駆性・独自性……他の模範となる先駆的な取組である。または、ユニークな点や創意工夫、地域の歴史・地理等を生かした取り組みである。
- ②発展性……規模の拡大や内容の多様化、他への波及が期待できる。
- ③協働性・連携性……行政と協働して行っている。または、市民と連携・協力して行っている。
- ④効果性……市民の満足度が高い活動である。または、地域の活性化に寄与する活動である。
- ⑤継続性……活動の年数が長期にわたっているか。

※ 審査の結果、市民自治推進委員会の委員の意見が分かれた場合は、出席委員の過半

数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによるものとします。

4. 被表彰者の決定

市長は、当該委員会の選考結果に基づき、おおむね10件の被表彰者を決定します。

5. 被表彰者の表彰

市民活動関連イベントにおいて賞状を授与するとともに記念品を贈呈します。

6. 被表彰者のPR

- ・市報での紹介
- ・鳥取市のホームページへの掲載
- ・マスコミ各社への資料提供

※参考) 平成24年度のスケジュール

- ・7月～ 制度の広報
- ・8月 被表彰者の推薦募集
- ・9月 審査会（市民自治推進委員会）を開催。市長が被表彰者を決定。
- ・12月 「市民活動フェスタ」において表彰。

表彰以降

被表彰者の周知・・・市報等で取り上げ周知する。

※注1「市民活動」（鳥取市市民活動条例第2条第1項）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民(市内で事業又は活動を行う団体を含む。以下同じ。)
が自主的、自律的に行う営利を主たる目的としない次に掲げる活動で、不
特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをい
う。

- ア まちづくりの推進を図る活動
- イ 保健、医療、福祉又は健康の増進を図る活動
- ウ 社会教育の推進を図る活動
- エ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- オ 環境の保全を図る活動
- カ 災害救援活動
- キ 地域安全活動
- ク 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ケ 国際協力の活動
- コ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- サ 子どもの健全育成を図る活動

- シ 情報化社会の発展を図る活動
- ス 科学技術の振興を図る活動
- セ 経済活動の活性化を図る活動
- ソ 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- タ 消費者の保護を図る活動
- チ 観光の振興を図る活動
- ツ 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- テ アからツまでに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(市民活動の促進)

第6条 市は、次に掲げる市民活動の促進に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- (1) 市民活動の拠点となる施設を確保するとともに、市民活動団体の活動に必要な体制を確立することにより、まちづくり等の市民活動を促進すること。
- (2) 市民活動に関する市民の理解を深め、活動への市民の積極的な参加と協力を促すため、必要な啓発及び学習機会の提供を行うこと。
- (3) 市民活動団体を実施する研修等を支援すること。
- (4) 市民活動及び市民活動団体に関する情報の収集及び提供のために必要な措置を講ずること。
- (5) 市民、市民活動団体及び市相互の連携及び交流を図ること。
- (6) 市民活動の推進に顕著な功績があった市民及び市民活動団体を表彰すること。**
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市民活動の促進のために必要な施策を行うこと。

資料 4

フォーラムについて

平成24年度は、新たな取組みとして、昨年までそれぞれ別に開催してきた「参画と協働のまちづくりフォーラム」と「市民活動フェスタ」を統合して実施することとなり、多種多様な市民活動との出会いの場、交流の場が、団体間の連携強化や、一般の参加者にとっては活動に参加するきっかけにつながることを期待して開催しました。

このイベントが本市の市民活動のみならず、協働のまちづくりにどのように寄与し、そして、発展していくのか期待したところですが、前市民活動推進委員会が平成25年3月に提出された「参画と協働のまちづくりの推進に関する意見書」において意見をいただいたように、地域のあり方を地域の人たちと共に考えることを目的として開催してきたフォーラムとの異質感もあることから、また先日（4月30日）開催された第1回委員会においても今年度から別々で開催したいという意向もいただいたため、あらためて議論いただくものです。

開催にあたっての課題

I. 事業内容について

- ①実施体制 実行委員会（市民自治推進委員全員と公募委員）
- ②規模 200人程度
- ③日時 平成26年1月～2月のうち土曜日または日曜日の午後
- ④場所 西部地域
- ⑤内容 市民活動表彰、活動事例発表、パネルディスカッション（4人程度）、アトラクション

【スケジュール】

- 9月下旬 補正予算の決定
- 10月 実行委員会の立ち上げ 第1回実行委員会の開催
- 11～12月頃 第2回実行委員会の開催
- 12月～1月頃 第3回実行委員会の開催
- 1～2月頃 フォーラム実施
- 3月頃 フォーラム検証（市民自治推進委員会）

【委員役割分担】

フォーラム当日の運営の役割分担とその準備

II. 補正予算要求について

行財政改革課見解

24年度に趣旨が類似する2つの事業を統合され、行財政改革の観点からも非常に合理的でよいことと受けとめていた。

1年間実施したのみで、再びもとの別々の開催に戻すという考えではなく、昨年の結果（反省点）を踏まえ、今年度工夫を加え、改善努力をした上で実施し、その検証結果として分離した方が有効かどうかの判断をしていただきたい。

本年度補正予算要求ということであれば、今年度別々で実施しなければならない相当な理由が付されなければ理解は困難。

Ⅲ. 今後について（案）

●補正予算措置が確定的ではないため、市民活動フェスタとの共催についても並行して検討していく必要がある。

1. 市民活動フェスタと共催について

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none">参加者が多く望める交通の便がよい市民活動団体と地域との交流促進運営主体の一本化による負担の軽減が図れる	<ul style="list-style-type: none">まちづくりの課題に特化した形での啓発とならない開催場所が固定される（さざんか会館）弾力的な企画・運営ができない

・内容の検討

例：市民活動団体と地域との意見交換（パネルディスカッション）
市民活動表彰者のブースを設ける（活動内容を紹介）

・PR方法の検討

自治連合会やまちづくり協議会に協力を依頼する

2. フォーラム単独開催を隔年としてはどうか。

- ・鳥取地域と新市域を交互で開催
- ・鳥取地域はフェスタと共催
- ・新市域での開催は3地域（西部、国府・福部、南部）で持ち回り

例

- 25年度 市民活動フェスタと共催（会場 さざんか会館）
- 26年度 フォーラム単独開催（会場 西部地域）
- 27年度 市民活動フェスタと共催（会場 さざんか会館）
- 28年度 フォーラム単独開催（会場 国府・福部地域又は鳥取地域）
- 29年度 市民活動フェスタと共催（会場 さざんか会館）
- 30年度 フォーラム単独開催（会場 南部地域又は鳥取地域）